

荷役5大災害防止の取組とは・・・

神奈川県労働局

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、以下の①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しております。これらを「荷役5大災害」に位置付け、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト、荷主等の事業者用チェックリストに分けて自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開していただきますようお願い申し上げます。

1 「墜落・転落」災害

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

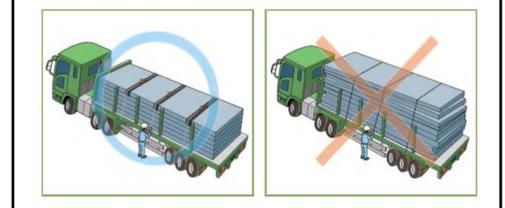


2 「荷崩れ」災害

- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。
- ※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

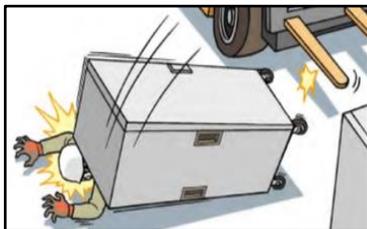


対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業員との接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業員が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



事業者・作業員は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。



※ 詳しくはホームページをご覧ください。

重大な労働災害を防ぐためには

検索

荷主等が行う「荷役5大災害」防止チェックリスト

(チェック欄記入方法:「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。)

災害の種類	チェック項目		チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか。 <u>(事前に陸運事業者との間で取り決め等しておくことが望まれる)</u>		
墜落・転落災害	安全に使用できる設備の設置	荷主等が管理する施設において、プラットホーム(移動式のものを含む)、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供	荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後退時	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

このほか、荷役作業場所において、「フォークリフト」や「クレーン」及び「コンベヤー」や「かご車(ロールボックスパレット等)」を使用するには、これらの機械ごとに安全に使用するためのルール作りが必要となります。さらに、「フォークリフト」と「クレーン」によるトラックへの積込み・積卸し作業には、運転するための**有資格者制度**のほか、**作業指揮者の選任と教育**が必要となります。